

龍ヶ崎市官製談合再発防止対策検討委員会条例を廃止する条例をここに公布する。

令和5年9月20日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市条例第39号

龍ヶ崎市官製談合再発防止対策検討委員会条例を廃止する条例
龍ヶ崎市官製談合再発防止対策検討委員会条例（令和3年龍ヶ崎市条例第21号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。
（龍ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 龍ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年龍ヶ崎市条例第110号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

政治倫理調査委員会委員	会長	日額 6,800円
	委員	日額 6,300円
官製談合再発防止対策検討委員会	委員	日額 22,000円

を

」

「

政治倫理調査委員会委員	会長	日額 6,800円
	委員	日額 6,300円

に

」

改める。